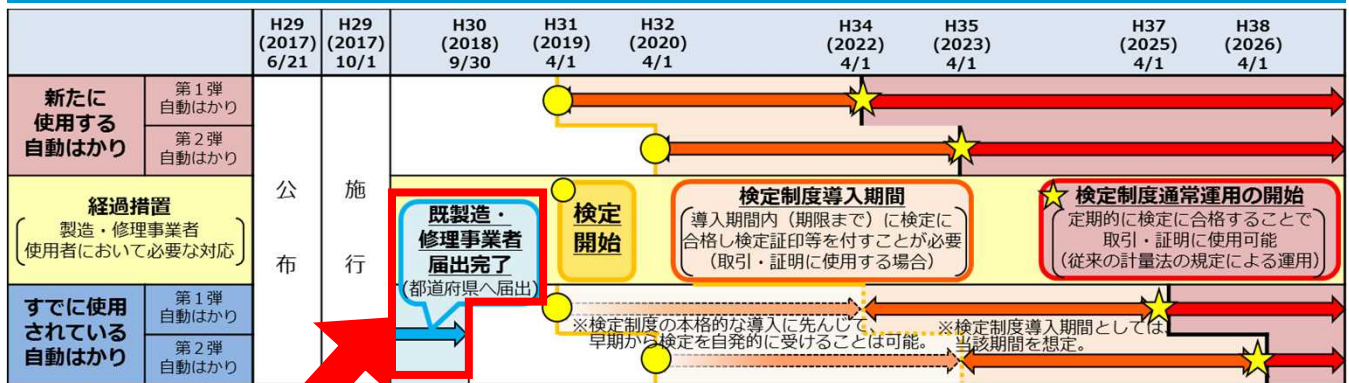


自動はかりの製造・修理 事業者届出を開始しました

既に自動はかりの製造・修理を行っている事業者は、計量法の規定に基づき、**平成29年10月1日～平成30年9月30日までに届出書を都道府県に提出ください。**

※新たに自動はかりの製造又は修理を行う事業者も、事業開始に際し届出書の提出が必要となります。

○自動はかりに関するスケジュール

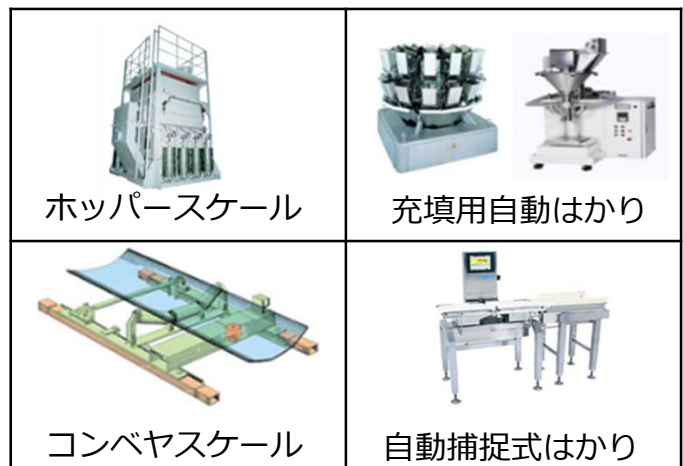


この期間に関するお知らせです。

○今回届出頂く事業の区分の略称は、以下の5種類です。

- ・ホッパースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり
- ・その他の自動はかり

<一例>



自動はかりの製造とは：

自動はかりを構成する部品を組み立てて自動はかりを完成させる行為のことです。例えば、**外部から調達したはかりを部品の一部として自動はかりを完成させる行為**も製造に当たります。

お問い合わせ先

- ・法律の施行・主旨に関すること：
経済産業省産業技術環境局計量行政室（電話番号03-3501-1688）
- ・届出手続きに関すること：
千葉県計量検定所（電話番号043-251-7209）